

吹田市地元企業等共同研究開発事業認定審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市地元企業等共同研究開発事業認定審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、地元企業等共同研究開発事業の補助の対象となる事業の認定について審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 中小企業診断士その他企業の経営に関し専門的知識又は経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審査会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、都市魅力部地域経済振興室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。